

飲食店のデリバリー対応支援に係る補助事業者の要件緩和と申請期限延長について

千葉市では、4月22日から飲食店のデリバリー対応支援事業の一環として、千葉市飲食宅配代行業者利用支援補助事業を実施し、飲食店が出前代行業者を利用する際に支払う初期費用と月額費用の一部を補助しています。

この度、開業間もない飲食店も補助対象に加えること、より一層制度の普及を図ることを目的とし、以下のとおり補助事業者の要件緩和及び補助金申請期限を延長することとしましたので、お知らせします。

1 補助事業者の要件緩和箇所

変更前：市内に事業所を有し、かつ、市内で1年以上事業を営む者であること

変更後：市内に事業所を有する者であること

※その他要件は市HPをご確認ください。

2 申請期限の延長

延長前：令和2年5月31日（日）まで

延長後：令和2年6月30日（火）まで

3 市HP該当ページ

「飲食店のデリバリー対応支援事業（千葉市飲食宅配代行業者利用支援補助金）のご案内」

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/promotion/deliveryhojo.html>